

獨協大学図書館における国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用に関する取扱要領

平成27年2月9日  
制定

(目的)

第1条 この取扱要領は、獨協大学図書館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 資料送信サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、獨協大学図書館利用細則第2条第1号から第8号までに掲げる者とする。

(利用目的)

第3条 利用者は、教育研究を目的とする場合に限り、資料送信サービスを利用することができるものとする。

(利用時間)

第4条 資料送信サービスを利用できる時間は、図書館総合レファレンスカウンターのサービス時間内とする。

(閲覧)

第5条 利用者は、資料送信サービスによって提供される資料の閲覧をする場合には、図書館総合レファレンスカウンターにて所定の手続きを経たうえで、図書館内の指定された閲覧用端末で行うものとする。

2 利用者は、前項の閲覧用端末において、資料の検索及び閲覧のみができるものとし、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 閲覧用端末の持ち出し
- (2) 閲覧用端末への外部記憶装置の接続
- (3) 閲覧用端末の画面の撮影
- (4) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得

(複写)

第6条 利用者のうち資料の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 図書館職員は、前項に定める複写を著作権法第31条の規定に基づき行うものとする。

(複写料金)

第7条 利用者は、前条の規定により複写された資料を受け取る際に、獨協大学図書館文献複写料金に関する基準に定める料金を納めなければならない。

(雑則)

第8条 資料送信サービスの利用に関し、この取扱要領に定めのない事項については、館長が定めるものとする。

(改廃)

第9条 この取扱要領の改廃は、図書館運営委員会及び部局長会の審議を経て学長が行う。

附 則（平成27年内規等第2号）

1 この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。